

平成 28 年度 財政援助団体等監査（１）監査結果措置状況

公立大学法人 神戸市外国語大学

監査結果の概要	措置内容	措置状況
財産管理に関する事務 ア 通勤用車両駐車使用料を適正に徴収すべきもの 法人では、「通勤用車両の駐車に関する取扱について」において、通勤用車両を大学敷地内に駐車する場合、常時使用者（通勤届提出者）については月額使用料を、随時使用・臨時使用者については使用実績に基づいた使用料を、翌月に徴収することとしているが、複数月分をまとめて徴収（給与控除）を行っている事例があった。 取扱に基づいた適正な事務処理を行うべきである。	本学において、常時駐車場を使用する場合は、毎月の給与より使用料を天引きしている。それ以外の場合は、使用者の実績報告に基づき、駐車実績のある月の翌月給与から使用料を天引きしている。しかしながら、使用者からの駐車実績の報告が遅れたことにより、複数月分をまとめて徴収する事態が起こったものである。 今後、使用月の翌月に使用料を漏れなく徴収するため、平成 28 年 11 月 10 日に全教職員向けに文書を発出し、実績報告の提出期限遵守について注意喚起を行った。 また、駐車場の使用状況について、従来は使用者の報告をもとに確認していたが、駐車実績との照合ができていなかったため、平成 30 年 4 月 1 日より、施設管理業務委託先から月初めに学内巡回時の駐車状況報告の提供を受け、使用者の報告と駐車実績を照合することとした。	措置済